四　精神科在宅患者支援管理料の施設基準等

(1)　精神科在宅患者支援管理料の施設基準

イ　当該保険医療機関内に精神科の常勤医師、常勤の精神保健福祉士及び作業療法士が適切に配置されていること。

ロ　当該保険医療機関において、又は訪問看護ステーションとの連携により訪問看護の提供が可能な体制を確保していること。

ハ　患者に対して計画的かつ継続的な医療を提供できる体制が確保されていること。

(2)　精神科在宅患者支援管理料に規定する別に厚生労働大臣が定める患者

重度の精神障害を有する者

五　精神科オンライン在宅管理料の施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

第十一　処置

一　医科点数表第二章第九部処置通則に規定する施設基準

(1)　休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の施設基準

イ　休日、保険医療機関の表示する診療時間以外の時間及び深夜の処置に対応するための十分な体制が整備されていること。

ロ　急性期医療に係る実績を相当程度有している病院であること。

ハ　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

(2)　耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算の施設基準

イ　抗菌薬の適正な使用を推進するための体制が整備されていること。

ロ　当該保険医療機関が病院の場合にあっては、データ提出加算2に係る届出を行っていること。

一の二　静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）の施設基準

慢性静脈不全の患者に対する静脈圧迫処置を行うにつき十分な体制が整備されていること。

一の三　多血小板血漿処置の施設基準

当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

一の四　硬膜外自家血注入の施設基準

当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

二　エタノールの局所注入の施設基準

(1)　甲状腺又は副甲状腺に対するエタノールの局所注入を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

(2)　甲状腺又は副甲状腺に対するエタノールの局所注入を行うにつき必要な体制が整備されていること。

二の二　人工腎臓に規定する厚生労働大臣が定める施設基準等

(1)　導入期加算の施設基準

イ　導入期加算1の施設基準

当該療法を行うにつき必要な説明を行っていること。

ロ　導入期加算2の施設基準

①　導入期加算1の施設基準を満たしていること。

②　当該療法を行うにつき必要な実績を有していること。

③　当該療法を行うにつき十分な説明を行っていること。

ハ　導入期加算3の施設基準

①　導入期加算1の施設基準を満たしていること。

②　当該療法を行うにつき十分な実績を有していること。

③　当該療法を行うにつき十分な説明を行っていること。

(2)　人工腎臓に規定する薬剤

別表第十の三に掲げる薬剤

(3)　人工腎臓の注8に規定する算定回数上限の除外患者

妊娠中の患者

(4)　透析液水質確保加算の施設基準

透析治療に用いる透析液の水質を管理するにつき十分な体制が整備されていること。

(5)　下肢末梢動脈疾患指導管理加算の施設基準

人工腎臓を実施している患者に係る下肢末梢動脈疾患の重症度等を評価し、療養上必要な指導管理を行うための十分な体制が整備されていること。

(6)　人工腎臓の施設基準

イ　慢性維持透析を行った場合1の施設基準

①　次のいずれかに該当すること。

1　当該保険医療機関における透析用監視装置が一定数未満であること。

2　当該保険医療機関における透析用監視装置の台数に対する人工腎臓を行う患者の数の割合が一定割合未満であること。

②　透析液の水質を管理する専任の医師又は専任の臨床工学技士が一名以上配置されていること。

ロ　慢性維持透析を行った場合2の施設基準

①　当該保険医療機関における透析用監視装置が一定数以上であること。

②　当該保険医療機関における透析用監視装置の台数に対する人工腎臓を行う患者の数の割合が一定割合であること。

③　透析液の水質を管理する専任の医師又は専任の臨床工学技士が一名以上配置されていること。

(7)　慢性維持透析濾過加算の施設基準

複雑な慢性維持透析濾過を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(8)　腎代替療法診療体制充実加算の施設基準

イ　当該療法を行うにつき必要な説明を行っていること。

ロ　当該療法を行うにつき必要な実績を有していること。

ハ　当該療法を行うにつき必要な体制が整備されていること。

二の二の二　血漿交換療法に規定する施設基準

(1)　難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するＬＤＬアフェレシス療法の施設基準

イ　当該保険医療機関内に難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するＬＤＬアフェレシス療法を行うにつき必要な医師、看護師及び臨床工学技士が配置されていること。

ロ　緊急事態に対応するための体制その他当該療法につき必要な体制が整備されていること。

(2)　移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法の施設基準

イ　当該保険医療機関内に移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法を行うにつき必要な医師、看護師及び臨床工学技士が配置されていること。

ロ　緊急事態に対応するための体制その他当該療法につき必要な体制が整備されていること。